

令和 6 年

第 1 回市議会定例会 議案第 5 9 号

函館市建築基準条例の一部改正について

函館市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市建築基準条例の一部を改正する条例

函館市建築基準条例（昭和 3 5 年函館市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 5 条第 1 項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「主要構造部は、耐火構造」を「部分の主要構造部にあつては、特定主要構造部を耐火構造、特定主要構造部以外の主要構造部を 1 時間準耐火構造」に改める。

第 6 0 条の 1 5 中第 5 7 号を第 5 8 号とし、第 5 6 号の次に次の 1 号を加える。

(57) 令第 1 3 7 条の 1 2 第 6 項または第 7 項の規定に基づく建築物の大規模の修繕等に関する制限の適用除外に係る認定の申請 27,000 円

第 6 1 条の 3 第 1 項中「第 1 0 8 条の 3 第 3 項」を「第 1 0 8 条の 4 第 3 項」に、「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同条第 2 項中「第 1 0 8 条の 3 第 4 項」を「第 1 0 8 条の 4 第 4 項」に、「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第 6 1 条の 4 中「第 1 2 8 条の 6 第 1 項」を「第 1 2 8 条の 7 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

建築基準法の一部改正に伴う自動車車庫等の用途に供する建築物の構造に関する規定等の整備等をし，ならびに建築基準法施行令の一部改正に伴い，既存不適格建築物の大規模の修繕等に関する制限の適用除外に係る認定に関する事務について手数料を徴収することとし，および規定を整備するため